

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【公開番号】特開2001-109009(P2001-109009A)

【公開日】平成13年4月20日(2001.4.20)

【出願番号】特願平11-330595

【国際特許分類】

G 02 F 1/1343 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 F 1/1337 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1343

G 02 F 1/1335 5 0 0

G 02 F 1/1337

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】第1電極を含む第1基板と、

第2電極を含む第2基板と、

前記第1基板と第2基板との間に注入されている液晶物質とを含む液晶表示装置において、

前記第1電極は、第1領域を区切る部分を含み、

前記第2電極は、第2領域を区切る部分を含み、

前記第2領域を区切る部分は、上部、中間部、及び下部を含み、

前記上部は、第1本体部、前記第1電極の第1辺に沿って前記第1本体部から延びている第1突出部、及び、前記第1電極の第2辺に沿って前記第1本体部から延びている第2突出部を含み、

前記下部は第2本体部を含む、液晶表示装置。

【請求項2】前記第1電極の第1辺は第2辺に対して垂直であり、前記第1本体部は前記第1辺から前記第2辺に延びている、請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項3】前記第1電極の第1辺は第2辺より短く、前記第1本体部は前記第1辺から前記第2辺に延びている、請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項4】前記下部は、前記第1電極の第2辺に沿って前記第2本体部から斜めに延びている第3突出部を含む、請求項3に記載の液晶表示装置。

【請求項5】前記下部は、前記第1電極の第2辺に沿って前記第2本体部に対して斜めに延びている第3突出部を含む、請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項6】前記下部は、前記第1突出部に対しては実質的に平行に、かつ前記第2本体部に対しては斜めに延びている第3突出部を含む、請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項7】前記第1領域を区切る部分と前記第2領域を区切る部分とは一つの画素領域に含まれ、少なくとも一方は、隣接する画素領域に含まれている前記第1領域を区切る部分又は前記第2領域を区切る部分から分離されている、請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項8】前記上部と前記下部とは互いに対称である、請求項1に記載の液晶表示

装置。

【請求項 9】前記第1領域を区切る部分と前記第2領域を区切る部分とは突起又は開口部を含む、請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項 10】前記第1領域を区切る部分は開口部を含み、前記第2領域を区切る部分は突起を含む、請求項9に記載の液晶表示装置。

【請求項 11】前記中間部は、前記第1辺に対して実質的に平行に延びている幹部、及び前記幹部から延びている第1枝部と第2枝部とを含む、請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項 12】前記中間部は、前記第1電極の第1辺に対して実質的に垂直な第3辺に沿って前記第1枝部の端から斜めに延びている第1枝端部と、前記第3辺に沿って前記第2枝部の端から斜めに延びている第2枝端部とを含む、請求項11に記載の液晶表示装置。

【請求項 13】前記中間部は一つの画素領域に含まれ、隣接する画素領域に含まれている前記第2領域を区切る部分から分離されている、請求項12に記載の液晶表示装置。

【請求項 14】第1電極を含む第1基板と、

第2電極を含む第2基板と、

前記第1基板と第2基板との間に注入されている液晶物質とを含む液晶表示装置において、

前記第1電極は、第1領域を区切る部分を含み、

前記第2電極は、第2領域を区切る部分を含み、

前記第2領域を区切る部分は、幹部、前記幹部から延びている第1枝部と第2枝部、前記第1枝部の端から延びている第1枝端部、及び、前記第2枝部の端から延びている第2枝端部、を含み、

前記第1領域を区切る部分は、前記第2領域を区切る部分の幹部に対して実質的に平行に延びている幹部を含む、

液晶表示装置。

【請求項 15】前記第1枝端部は、前記第1電極の第1辺に対して実質的に垂直な第2辺に沿って前記第1枝部に対して斜めに延び、前記第2枝端部は前記第2辺に沿って前記第2枝部に対して斜めに延びている、請求項14に記載の液晶表示装置。

【請求項 16】前記第2領域を区切る部分の幹部、第1枝部、第2枝部、第1枝端部、及び第2枝端部は一つの画素領域に含まれ、隣接する画素領域に含まれる前記第2領域を区切る部分から分離されている、請求項14に記載の液晶表示装置。

【請求項 17】前記第1領域を区切る部分と前記第2領域を区切る部分とは突起又は開口部を含む、請求項14に記載の液晶表示装置。

【請求項 18】前記第1領域を区切る部分は開口部を含み、前記第2領域を区切る部分は突起を含む、請求項17に記載の液晶表示装置。

【請求項 19】前記第2領域を区切る部分は、第1本体部、第2本体部、前記第1電極の第1辺に沿って前記第1本体部から斜めに延びている第1突出部、及び第2突出部を含む、請求項14に記載の液晶表示装置。

【請求項 20】前記第1本体部は、前記第1電極の第1辺から、前記第1辺に対して実質的に垂直な前記第1電極の第2辺に延びている、請求項19に記載の液晶表示装置。

【請求項 21】前記第1本体部は、前記第1電極の第1辺から、前記第1辺より短い前記第1電極の第2辺に延びている、請求項19に記載の液晶表示装置。

【請求項 22】前記第2突出部は、前記第1電極の第2辺に沿って前記第1本体部から斜めに延びている、請求項19に記載の液晶表示装置。

【請求項 23】前記第2領域を区切る部分は、前記第1電極の第2辺に沿って前記第2本体部から斜めに延びている第3突出部を含む、請求項22に記載の液晶表示装置。

【請求項 24】前記第2領域を区切る部分は、前記第1電極の第2辺に沿って前記第2本体部から斜めに延びている第3突出部を含む、請求項19に記載の液晶表示装置。

【請求項 25】前記第1電極の第3辺は前記第1辺に対向している、請求項24に記

載の液晶表示装置。

【請求項 2 6】前記第2領域を区切る部分は、前記第2本体部から、前記第1突出部に対しては実質的に平行に、かつ前記第2本体部に対しては斜めに延びている第4突出部を含む、請求項19に記載の液晶表示装置。

【請求項 2 7】前記第1本体部と前記第2本体部とは互いに対称である、請求項19に記載の液晶表示装置。

【請求項 2 8】前記第1本体部と前記第2本体部とは一つの画素領域に含まれ、隣接する画素領域に含まれている前記第2領域を区切る部分から分離されている、請求項19に記載の液晶表示装置。

【請求項 2 9】第1電極を含む第1基板と、

第2電極を含む第2基板と、

前記第1基板と第2基板との間に注入されている液晶物質とを含む液晶表示装置において、

前記第1電極は、第1領域を区切る部分を含み、

前記第2電極は、第2領域を区切る部分を含み、

前記第1領域を区切る部分は第1幹部を含み、

前記第2領域を区切る部分は、第2幹部、第1本体部、及び、前記第1電極の第1辺に沿って前記第1本体部から斜めに延びている第1突出部を含み、

前記第1幹部と前記第2幹部とは前記第1電極の第1辺に対して実質的に平行であり、

前記第2幹部が前記第1基板の上に投影されたとき、前記第2幹部の少なくとも一部が前記第1幹部の一部に重なっている、

液晶表示装置。

【請求項 3 0】前記第1領域を区切る部分と前記第2領域を区切る部分とは一つの画素領域に含まれ、隣接する画素領域に含まれる前記第1領域を区切る部分と前記第2領域を区切る部分とのそれぞれから分離されている、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 1】前記第2領域を区切る部分は、前記第2幹部から延びている第1枝部と第2枝部、前記第1枝部の端から延びている第1枝端部、及び、前記第2枝部の端から延びている第2枝端部を含む、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 2】前記第1枝端部は、前記第1電極の第1辺に対して実質的に垂直な第2辺に沿って前記第1枝部に対して斜めに延び、前記第2枝端部は前記第2辺に沿って前記第2枝部に対して斜めに延びている、請求項31に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 3】前記第1領域を区切る部分と前記第2領域を区切る部分とは突起又は開口部を含む、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 4】前記第1領域を区切る部分は開口部を含み、前記第2領域を区切る部分は突起を含む、請求項33に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 5】前記第1本体部は、前記第1電極の第1辺から、前記第1辺に対して実質的に垂直な前記第1電極の第2辺に延びている、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 6】前記第1本体部は、前記第1電極の第1辺から、前記第1辺より短い前記第1電極の第2辺に延びている、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 7】前記第2領域を区切る部分は、前記第1電極の第2辺に沿って前記第1本体部から斜めに延びている第2突出部を含む、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 8】前記第2領域を区切る部分は、第2本体部、及び、前記第1電極の第2辺に沿って前記第2本体部から斜めに延びている第3突出部を含む、請求項37に記載の液晶表示装置。

【請求項 3 9】前記第1突出部と前記第2突出部とは少なくとも一部で前記第1電極の端部に重なっている、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 4 0】前記第2領域を区切る部分は、第2本体部、及び、前記第1電極の第2辺に沿って前記第2本体部から斜めに延びている第3突出部を含む、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項 4 1】前記第2領域を区切る部分は、第2本体部、及び、前記第2本体部か

ら、前記第1突出部に対しては実質的に平行に、かつ前記第2本体部に対しては斜めに延びている第4突出部を含む、請求項29に記載の液晶表示装置。

【請求項42】前記第1本体部と前記第2本体部とは一つの画素領域に含まれ、隣接する画素領域に含まれている前記第2領域を区切る部分から分離されている、請求項41に記載の液晶表示装置。

【請求項43】前記第1幹部と前記第2幹部とは少なくとも一部で重なっている、請求項29に記載の液晶表示装置。